

公 告

通関業許可の承継の承認について

標記のことについて、通関業法第11条の2第4項の規定に基づき、下記のとおり通関業許可の承継の承認をしたので同条第7項の規定により公告します。

記

- 1 承継を受ける者の氏名又は名称及び住所
第一貨物株式会社（法人番号 2390001001089）
山形県山形市諏訪町二丁目1番20号
- 2 承継前に通関業の許可を受けていた者の氏名又は名称及び住所
株式会社ナビトランス（法人番号 8020001041208）
神奈川県横浜市中区北仲通三丁目34番地2
- 3 承継を受ける通関業の許可に係る営業所
横浜通関センター
神奈川県横浜市中区北仲通三丁目34番地2
- 4 承継される年月日
令和2年4月1日
- 5 承継後の許可に付す条件
なし

令和2年3月26日

横浜税関長 中尾 瞳